

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護  
**重要事項説明書**  
(潤生園高齢者総合サービスセンター)

社会福祉法人 小田原福祉会

## 1. 事業所の概要

- ・事業所名 潤生園高齢者総合サービスセンター
- ・介護保険事業所番号 1472300035  
平成12年3月1日 神奈川県指定
- ・提供サービス 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- ・管理者及び連絡先 西山 八重子  
小田原市穴部377 Tel0465-35-9500
- ・提供可能地域 小田原市、その他要相談

## 2. 事業所の職員体制 (平成 年 月 日現在)

- ・管理者 1名 (常勤兼務)
- ・生活相談員 名 (常勤兼務 名)
- ・機能訓練指導員 名 (常勤兼務 名、非常勤兼務 名)
- ・看護職員 名 (常勤兼務 名、非常勤兼務 名)
- ・介護職員 名 (常勤兼務 名、非常勤兼務 名)
- ・栄養士 1名 (常勤兼務 1名)
- ・調理職員 名 (常勤兼務 名、非常勤兼務 名)

## 3. 設備の概要

利用定員30名

(1人部屋3室、2人部屋2室、3人部屋1室、4人部屋5室)

## 4. サービスの概要

- ① 「居宅サービス計画(介護予防サービス・支援計画)」に沿って、ご利用者の意向や心身の状況を踏まえて、「(介護予防)短期入所生活介護計画」を作成し、ご利用者やご家族に説明、同意をいただきながらサービスの提供を行います。
- ② 当該施設において、入浴及び食事の提供(これらに伴う介護を含む)、生活等に関する相談、助言、健康状態の確認その他ご利用者に必要な日常生活上の世話、並びに機能訓練を行います。

## 5. 利用者負担金

ご利用者負担金は3種類に分かれており、別紙「ご利用料金」にてご提示致します。

## 6. サービス利用の中止

- (1) サービスの利用の中止をする際には下記の連絡先までご連絡ください。  
連絡先(電話)：**0465-35-9500**・**0465-31-0489**
- (2) ご利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。  
なお、キャンセル料を頂く場合がございます。

## 7. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

### 《潤生園高齢者総合サービスセンター》

相談責任者 管理者・西山八重子  
対応時間 24時間  
電話番号 0465-35-9500・0465-31-0489  
ファックス 0465-35-8769

### 《小田原福祉会設置の福祉サービス相談委員会》

設置会場 小田原市穴部377 潤生園本部 会議室  
相談会開催日 毎月第3木曜（10時から11時）  
担当 第三者委員・高橋重光（電話：0465-35-1709）  
第三者委員・北村セツ（電話：0465-34-1632）  
第三者委員・高木雅子（電話：0465-36-4622）

### 《公的受付機関》

- ・小田原市高齢介護課介護給付係（月～金曜日 8:30～17:15）  
小田原市荻窪300 TEL0465-33-1827
- ・神奈川県国民健康保険団体連合会（月～金曜日 8:30～17:15）  
横浜市西区楠町27-1 TEL0570-022110

## 8. サービス利用にあたっての留意事項

- ・面会時間 24時間可能ですが、なるべく午前9時から午後8時ごろまでをお願いします。
- ・金銭、貴重品の管理 なるべくお持ちにならないでください。お持ちになる場合は申し出ていただき、必要に応じて事務所に保管します。
- ・外出 ご家族等付添者がいれば可能です。
- ・飲酒、喫煙 自己管理できる方、喫煙は専用の喫煙所（屋外）にてお願いします。（施設内は禁煙となっています）
- ・所持品の持ち込み 各居室の収納スペースにて保管します。

## 9. 法人の概要

- ・名称 社会福祉法人小田原福祉会
- ・代表者氏名 理事長 時田 純
- ・所在地 小田原市穴部377番地
- ・TEL 0465-34-6001
- ・FAX 0465-34-9520
- ・事業の概要
  - ・特別養護老人ホーム 1事業所
  - ・認知症対応型共同生活介護 1事業所
  - ・短期入所生活介護 2事業所
  - ・通所介護事業所 13事業所

・訪問介護事業所	1事業所
・夜間対応型訪問介護事業所	1事業所
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2事業所
・居宅介護支援事業所	2事業所
・介護予防支援事業所	3事業所
・小規模多機能型居宅介護	2事業所
・訪問看護事業所	1事業所
・福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所	1事業所

(平成29年4月1日現在)

## 10. 緊急時の対応

事業者は、現に（介護予防）短期入所生活介護の提供を行っている時に事故によるご利用者の怪我及びご利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

### 11. 損害賠償責任

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、ご利用者に対してその損害を賠償します。

### 12. 非常災害対策

事業者は、非常災害に対し具体的計画をたてておき、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

### 13. 衛生管理対策

事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等について「感染症対策マニュアル」等を作成し、衛生的な管理に努めます。研修等において「感染症対策マニュアル」等を周知徹底し、感染症の発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業員については適宜に健康診断等を実施します。

### 14. 職員研修

事業者は、従事者の質的向上を図るため、以下の職員研修機会を提供し、業務体制を整備します。

- 1) 採用時研修 採用後3か月以内
- 2) 継続研修 年3回以上
- 3) 課題研修 必要時

### 15. 守秘義務及び秘密の保持

事業者及び従業員は、業務上知りえたご利用者及びご家族の情報を漏らしません。また、退職後においてもこれらの情報を保守すべき旨を従業員との雇用契約の内容としています。

但し、円滑にサービスを提供するために介護支援専門員（計画作成担当者）及び主治医・保険者には、サービスを提供するために必要な個人情報を提供します。

平成 年 月 日

上記のとおり重要事項を説明し、交付いたしました。

潤生園高齢者総合サービスセンター

説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印

上記のとおり重要事項の説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者は、心身の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代理人氏名 \_\_\_\_\_ 印

# 潤生園高齢者総合サービスセンター

## 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 ご利用料金

ご利用者負担金は次の3種類（①～③）に分かれます。

- ① 介護報酬に係る「利用者負担金」（通常1割又は2割の負担。  
※「介護保険負担割合証」に記載されていますので、ご確認ください）

### 《①の利用者負担金 算出方法》

- ・ 該当月の総単位数×地域単価\*＝A（1円未満切捨て）  
（\*小田原市は5級地という区分で、地域区分別1単位の単価は10.55円）
- ・ A×保険給付率＝B（保険給付額：1円未満切捨て）
- ・ A－B＝①の介護報酬に係る「利用者負担金」

### 《単位数（一日あたり）》 ※注1

要介護	個室の場合	多床室の場合
要介護1	654 単位	676 単位
要介護2	725 単位	747 単位
要介護3	797 単位	819 単位
要介護4	868 単位	890 単位
要介護5	937 単位	958 単位

要支援	個室の場合	多床室の場合
要支援1	478 単位	483 単位
要支援2	589 単位	590 単位

### 《①の料金目安（一日あたり）》

要介護	個室		多床室	
	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担
要介護1	793 円	1,585 円	817 円	1,633 円
要介護2	873 円	1,745 円	898 円	1,796 円
要介護3	955 円	1,910 円	980 円	1,960 円
要介護4	1,036 円	2,072 円	1,062 円	2,123 円
要介護5	1,116 円	2,231 円	1,140 円	2,279 円

要支援	個室		多床室	
	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担
要支援1	567 円	1,133 円	573 円	1,146 円
要支援2	694 円	1,387 円	695 円	1,389 円

【※注1】

上記単位数・料金には、下記の加算が含まれています。

■看護体制加算Ⅱ（8単位/日：要介護認定者のみ）

ご利用者の状況に応じて、24時間の連絡体制を確保し、健康上の管理等を行います。

■機能訓練体制加算（12単位/日）

専従の機能訓練指導員を配置しています。

■サービス提供体制加算Ⅲ（6単位/日）

勤続年数3年以上の介護職員を介護職員総数の3割以上配置しており、より専門性のある介護を行うことができる体制を確保しています。

■夜勤職員配置加算Ⅰ（13単位/日：要介護認定者のみ）

夜勤を行う介護職員の数が、最低基準を1人以上上回って配置されています。

■介護職員処遇改善加算Ⅰ（算定した単位数の1000分の83に相当する単位数）

厚生労働大臣が定める基準に適合するよう介護職員の賃金の改善等を実施しています。

※その他、必要に応じて、下記の加算を算定する場合があります。

■送迎加算（片道184単位）

ご利用者の心身の状態・ご家族の事情等から、施設による送迎が必要と判断される方を対象に、ご自宅と当事業所との間を送迎させていただきます。

■若年性認知症利用者受入加算（120単位/日）

若年性認知症利用者の利用時に加算されます。

■緊急短期入所受入加算（90単位/日）

ご利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に利用が必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に加算されます。

■長期利用者に対する減算（30単位/日）

連続30日を超えて入所し、サービスを受けている場合に減算されます。

② 運営基準（厚生労働省令）で定められた「その他費用」（全額自己負担）

《②の料金》 要介護・要支援ともに同額 ※注2

食費	朝食	昼食	夕食
費用（1食）	350円	660円	570円
滞在費	個室		多床室
費用（1日）	1,150円		840円

【※注2】利用者負担段階について

市町村民税世帯非課税の方等は、施設利用等に係る滞在費・食費の負担が軽減されます。お住まいの役所担当窓口にて申請して頂きますと認定証が交付されますので、ご利用の際に、ご提示下さい。

《段階別の食費・滞在費》 食費・滞在費ともに一日分

段階	食費負担額	滞在費負担額	
第1段階	300円	【個室】 320円	【多床室】 0円
第2段階	390円	【個室】 420円	【多床室】 370円
第3段階	650円	【個室】 820円	【多床室】 370円
上記以外の方	1,660円	【個室】 1,150円	【多床室】 840円

《段階区分の基準》

第1段階	*世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 *生活保護を受給されている方。
第2段階	*世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が年間80万円以下の方
第3段階	*世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担2段階に該当しない方 (課税年金収入が80万円超266万未満の方など)
上記以外の方	*上記の第1段階～第3段階に当てはまらない方

- ③ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用（全額自己負担）  
なお、③の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明の上、ご利用者の同意を得なければならないこととされています。

（疑問点等があれば、お尋ね下さい）

次のサービスのご利用には、それぞれ料金のご負担を頂きます。

- ・おやつ代 …… 1日につき100円
- ・特別な食事 …… 実費
- ・理容 …… 理容師の来園による理髪（1回1,500円 ※現金先払い）
- ・特別希望の教養娯楽等の提供、レクリエーション行事 …… 実費
- ・特別希望の生活用品の提供 …… 実費

（原則として、必要な生活用品についてはご持参下さい）

例：義歯洗浄剤、全身用保湿クリーム、嗜好品（コーヒー・牛乳など）

- ・処遇上特別に必要な経費 …… 実費

※また、急な発熱などにより、通常以上に水分補給等が必要になった場合や、飲み込みの状態が悪く、嚥下補助飲料等を使用させて頂いた場合にご請求させていただきます。

（原則として、常時、嚥下状態の悪い方などは、嚥下補助飲料等をご持参下さい）

＜その他＞

- 自己負担金は、次のいずれかの方法でお支払い頂きますようお願いいたします。

○自動口座引き落とし（ご指定の金融機関口座から月1回の引き落とし）

○現金払い（月末締め、翌月払い）

※可能ですが、できる限り口座引き落としでお願いいたします。

- 介護保険外のサービスとなる場合には、全額自己負担となります。

（サービス利用料の一部が、区分支給限度額を超える場合を含む）

平成 年 月 日

上記のとおり利用料金を説明し、交付いたしました。

潤生園高齢者総合サービスセンター

説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印

上記のとおり利用料金の説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者は、心身の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代理人氏名 \_\_\_\_\_ 印